
第5章

数値目標と確保のための方策

(第6期東大和市障害福祉計画・第2期東大和市障害児福祉計画)

本章の内容は、第4章「障害のある人に係る施策の展開」のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法で規定する障害福祉サービス等の数値目標と確保のための方策を示すものです。

第2節から第7節の内容は、第4章と重複するため、見込量(目標値)や具体的な事業内容は、本章で記載することとし、第4章では、《参考》として取組項目のみ記載しています。

第1節 令和5年度の数値目標

国の基本的な指針では、障害のある人の自立支援の観点から、市町村が策定する障害福祉計画において、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等が有する機能の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤障害児支援の提供体制の整備等、⑥相談支援体制の充実・強化等、⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について成果目標と活動指標を設定することが適当であるとされています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本的な指針

- 令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
- 当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することとともに、これに併せて令和5年度末の施設入所者を令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。
- 当該目標値の設定に当たっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成の割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
- なお、施設入所者数の設定のうち、新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。

※平成24年4月施行の児童福祉法改正により、障害者総合支援法のサービス受給者となって当該施設に引き続き入所している者は含めない。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会資料より)

- 施設入所者の地域以降に関する考え方
 - 都は、さらなる地域生活への移行を進める観点から、国の基本指針に即して、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本に、区市町村の状況も踏まえて成果目標を設定すべきである。
 - 成果目標の達成に向けて、区市町村は、計画的に障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保を図るとともに、都外施設を含む施設入所者本人の意向確認、関係者との連絡調整等を行い、施設から地域への切れ目のない支援につなげる必要がある。また、家族の不安の解消により、地域移行への動機付けや地域移行に対する理解を進めるとともに、施設入所者に意思決定支援を行うことにより、本人の意向に基づき地域移行できるようにする必要がある。
 - 重度の障害者が安心して地域で生活するため、重度者の受け入れに必要なグループホーム等地域生活基盤の整備が求められる。

東京都の基本的な考え方(続き)

- また、都外施設入所者の地域移行を支援する相談支援事業所の取組の促進や、重度の施設入所者が希望する地域で安心して暮らせるよう移行後の相談援助等への支援が求められる。
- 都は、入所施設における地域移行に向けた取組を促進するため、入所施設へのコーディネーターの配置や、ピアサポート活動による普及・啓発などの取組を引き続き進めるとともに、障害者施策推進区市町村包括補助事業等により、区市町村の地域の実情に応じた取組を支援していく必要がある。
- 入所施設の定員に関する考え方
 - 都においては、平成17年10月1日現在の入所施設定員数7,344人を超えないとする第5期障害福祉計画までの目標を継続し、引き続き目標の達成に向けて取り組むべきである。
 - なお、新たな施設入所者については、グループホーム等での対応が困難であり、施設入所が真に必要な障害者に限られるべきであることに留意する必要がある。
 - また、計画上の入所施設定員数に関わらず、18歳以上の入所者に対応した障害児入所施設の障害者支援施設への移行には配慮する必要がある。

市の目標設定

項目	数値	説明
地域生活移行者数		
算定基礎数値	49人	令和元年度末現在の施設入所者数
目標値	3人 (6.1%)	令和3年度から令和5年度末までの間に地域移行する見込者数
未達成者数 (未達成割合)	0人 (0.0%)	第5期目標値(4人)のうち令和元年度末まで未達成の見込者数
施設入所者数		
算定基礎数値(A)	49人	令和元年度末現在の施設入所者数
目標値(B)	48人 (▲2.0%)	令和5年度末の施設入所者の見込者数
削減見込	1人	(A) - (B)
(参考)待機者数	9人	令和2年10月1日現在の施設入所待機者数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本的な指針

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、目標値を次に掲げるとおり設定する。
 - ①精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
316 日以上
 - ②精神病床における 1 年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満)
国が提示する推計式を用いて設定する。
 - ③精神病床における早期退院率
令和 5 年度における入院後 3 か月時点の退院率を、69%以上とする。
令和 5 年度における入院後 6 か月時点の退院率を、86%以上とする。
令和 5 年度における入院後 1 年時点の退院率を、92%以上とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第 6 回専門部会資料より)

- 都は、精神科病院からの地域生活への移行をさらに進める観点から、国の基本指針に即しつつ、都における実績を踏まえ成果目標を設定すべきである。
- 成果目標の達成のためには、入院が長期化する前の段階で、円滑な退院に向けた支援につなげる取組が求められる。また、長期在院者に対しては、社会的入院を解消する観点から、退院促進に向けた働きかけや地域との調整等を進める必要がある。
- これまでの精神科病院からの地域移行の実績を踏まえ、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)が円滑に機能するための地域生活への移行支援の仕組みづくりや、広域的な調整、人材育成、ピアサポーターの育成・活用等、成果目標の達成に向けた取組が引き続き必要である。
- 区市町村は、精神科病院からの地域生活への移行・定着を支援する相談支援体制の充実を図るとともに、退院後の精神障害者が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的な整備を進める必要がある。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、都は、引き続き、保健、医療、福祉等の関係者による効果的な支援体制の構築に向けた協議を進めるとともに、区市町村職員等を対象とする研修の実施や好事例の紹介等により、区市町村における精神障害にも対応した地域包括システムの構築に向けた取組を支援することが求められる。

市の目標設定

入院中の精神障害のある人の地域移行に関する目標値は、都道府県が設定することとされ、市において目標設定を行いません。

市では、令和元年に「東大和市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」を設置しました。推進会議で体制構築に向けた協議を進めて、目標値の達成を目指します。

また、現住所が当市にある人の東京都内の精神科医療機関への入院者の状況については、以下のとおりとなっています。

精神科医療機関からの地域移行に伴い、必要な障害福祉サービス及び相談支援の量を見込みます。

表 5-1 精神医療機関への入院患者数(平成 30 年 6 月 30 日時点) (単位:人)

	3 か月未満(急性期)	3 か月以上 1 年未満	1 年以上	合計
65 歳未満	14	17	21	52
65 歳以上	15	12	35	62
合計	29	29	56	114

※地域精神保健福祉資源分析データベース(ReMHRAD)より

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本的な指針

- 地域生活支援拠点等について、令和 5 年度末までの間、各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会資料より)

- 地域生活支援拠点については、基本指針に即して各区市町村に少なくとも一つ整備をすることを基本としつつ、区市町村の状況を把握しながら成果目標を設定する必要がある。
- 都は、区市町村における地域生活支援拠点等の整備状況を把握し、好事例の紹介を行うなど、地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実のために必要な支援を検討していく必要がある。

市の目標設定

目標値(令和 5 年度末の設置か所数)	1 か所
---------------------	------

当市では、令和 2 年度に、東大和市総合福祉センターは～とふる、東大和市地域生活支援センターウエルカム及び市を基幹相談支援センターに位置づけた上で、地域生活支援拠点「ういずねっとi」の面的整備をスタートさせました。

今後、順次機能の充実を図るとともに、地域の関係機関による地域生活支援拠点連絡会議を設け、拠点等の事業の進行管理、関係機関への周知・連携構築等を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本的な指針

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
 - 事業ごとの目標値
 - ①就労移行支援 1.30倍以上
 - ②就労継続支援A型 1.26倍以上
 - ③就労継続支援B型 1.23倍以上
- 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定する。
 - ①就労定着支援事業の利用者数
 - 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割以上が就労定着支援事業を利用する。
 - ②就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会資料より)

- 成果目標は、国の基本指針に即しつつ、これまでの実績等を踏まえて設定すべきである。
- 都では、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、「区市町村障害者就労支援事業」を推進している。
- 一般就労に向けた支援に関する量的な目標については、引き続き、都独自の目標として、「区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数」を設定すべきである。なお、今後、引き続き、就労支援を取り巻く環境の変化や動向を注視し、将来的には、目標設定の在り方について検討する必要がある。
- 成果目標を達成するためには、福祉施策と労働施策の双方から重層的な取組が重要であり、ハローワークによる支援やジョブコーチ事業等の労働施策との連携による障害者雇用の推進に関して活動指標を設定し、取組を進める必要がある。

市の目標設定

項目	数値	説明
福祉施設からの一般就労移行者数		
算定基礎数値	8人	令和元年度において福祉施設から一般就労した者の数
目標値	11人	令和5年度において福祉施設から一般就労する者の数。全体で1.38倍と見込む。(就労移行支援では1.30倍以上、就労継続支援A型では1.26倍以上、就労継続支援B型では1.23倍以上を目指す。)

項目	数値	説明
就労定着支援事業の利用率		
算定基礎数値	11人	令和5年度において福祉施設から一般就労する者の数
目標値	8人	令和5年度において福祉施設から一般就労する者のうち7割以上が利用するものと見込む。
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合(全体の7割以上)		
算定基礎数値	0か所	令和元年度の実績(市内に就労定着支援事業所なし)
目標値	0か所	令和5年度の見込み(市内に就労定着支援事業所なし)
区市町村障害者就労支援事業による一般就労者数		
算定基礎数値	31人	令和元年度において障害者就労支援事業を利用して一般就労した者の数
目標値	40人	令和5年度において障害者就労支援事業を利用して一般就労する者の数。1.29倍と見込む。
区市町村障害者就労支援事業により就労した者の職場定着率		
算定基礎数値	8.5割	令和元年度中に障害者就労支援事業を利用して就労した者のうち、12か月以上就労が継続している者の割合
目標値	8割	令和5年度中に障害者就労支援事業を利用して就労した者のうち、12か月以上就労が継続している者の割合

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本的な指針

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 令和5年度末までに、主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会資料より)

- 区市町村は、国の基本指針に示された見込量の設定の考え方を参考に、地域における児童の数の推移も含めた地域の実情を踏まえて、障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量を定めるよう努める必要がある。
- 都は、国の基本指針に示された見込量の設定の考え方を参考に、障害児入所支援の見込量を設定するとともに、区市町村が設定した見込量を集計したものを基本として、身近な地域での支援体制の整備を進める観点で調整を図りながら、都全域の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量を作成する。
- 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児支援等の専門的な支援を確保する必要がある。
- また、教育・保育等とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築が重要である。
- さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する必要がある。
- そのため、障害児支援には、施設・事業所等が自ら障害児に対して行う支援に加え、専門的な知識・経験に基づき一般的な子育て支援施策をバックアップする後方支援としての役割が求められる。

市の目標設定

項目	目標値	説明
児童発達支援センターの設置	1 か所	やまとあけぼの学園の老朽化対策に併せて、市有地を有効活用し、児童発達支援事業に地域支援機能を付加した児童発達支援センターへの移行を検討していきます。
保育所等訪問支援の実施		
重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所以上	市内での確保に努めるとともに、近隣市の事業所を活用して、サービス提供体制を確保します。
重症心身障害のある児童を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所以上	
保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関による協議の場	検討	庁内の関係部署の連携を図りながら、協議の場の設置について検討します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	検討	当面、行政職員、相談支援や訪問看護事業所職員等に対して、コーディネーター養成の研修受講を促し、確保の方策を検討します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本的な指針

- 令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会資料より)

- 区市町村においては、全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画が作成される体制を確保・維持するため、引き続き、計画相談支援の体制整備を計画的に進める必要がある。
- また、計画相談支援等が適切に実施されるためには、区市町村において、特定相談支援事業所等のバックアップのため、基幹相談支援センターの設置等を通じて、人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、地域の関係機関へのフィードバック等、地域における相談支援体制を推進することが望まれる。
- 都は、区市町村における基幹相談支援センターの設置状況を把握し、好事例の紹介を行うなど、引き続き、基幹相談支援センター未設置の区市町村に設置を促していくことが必要である。また、区市町村の体制整備に必要な相談支援専門員の見込みを把握し、指定した研修事業者とも連携して相談支援専門員の養成を着実にを行うとともに、地域課題についての協議や相談支援従事者への助言・指導等を実施するなど地域の相談支援体制において中核的な役割を果たす主任相談支援専門員を着実に養成し、区市町村の相談支援体制強化を支援する必要がある。
- 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)は、入所施設・精神科病院から地域生活への移行や移行後に地域で暮らし続けるために、また、地域で生活している障害者が住み慣れた地域での生活を続けていくために充実が求められる。
- 自立支援協議会には、関係機関等の有機的な連携の下、地域の課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていくことが求められる。都は、引き続き、先進的取組事例の紹介や協議会関係者の交流機会の提供など、区市町村の協議会の活性化を図り、相談支援体制の充実につなげるための支援を行う必要がある。

市の目標設定

令和2年度から、総合福祉センターは～とふる、地域生活支援センターウエルカム及び市を地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターと位置づけて、コーディネーターとして専門的職員を配置しました。基幹相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援を実施します。

障害福祉サービス等の利用者の増加に比べて、相談支援事業所、相談支援専門員が不足しているため、充足を図るとともに、基幹相談支援センター及び地域自立支援協議会相談部会の活動を通して、相談支援専門員の資質向上を図ること等により、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本的な指針

- 都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害のある人等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会資料より)

- 多様な事業者が提供する様々なサービスの中から、利用者が自ら必要なサービスを選択するためには、福祉サービス第三者評価など、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促進するとともに、利用者のサービス選択のための情報提供を行う制度をこれまで以上に推進していく必要がある。
- また、障害者が安心してサービスを利用するためには、サービスの提供主体である事業者等が法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠である。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要である。
- 国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、指導検査の適正な実施と、その結果を関係区市町村と共有する体制の構築について、成果目標として示している。都は、基本指針に即しつつ、都における実情を踏まえながら成果目標を定めていく必要がある。

市の目標設定

東京都、東京都心身障害者福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター等で開催される専門的研修に、市職員が積極的に参加します。

障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用し、例月の請求審査において、請求の適正化を図ります。

東京都が実施する指導監査結果については、当面、市において分析や活用に取り組み、関係市町村との共有体制については今後検討します。

第2節 障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策

国の基本的な指針では、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策を定めることとしています。本市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的な考え方を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの見込量とその確保のための方策を定めます。

見込量等は、第5期計画期間の各サービスの利用状況、前節の数値目標、特別支援学校卒業見込者数、転入者等を勘案して定めます。

※各表とも、平成30年度、31年度は実績数値。令和2年度は第5期計画における見込み数値。令和3年度から5年度までは、第6期計画で定める見込数値です。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

(単位:人、時間)

		実績		見込	計画期間の見込		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人数	163	161	175	180	190	200
	時間	1,304	1,293	1,450	1,400	1,500	1,600
重度訪問介護	人数	13	13	18	15	16	17
	時間	3,444	3,756	5,200	4,400	4,700	5,000
同行援護	人数	31	28	38	32	34	36
	時間	531	618	560	690	760	830
行動援護	人数	2	3	4	4	4	5
	時間	48	60	40	80	80	90
重度障害者等 包括支援	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
合計	人数	209	205	235	231	244	258
	時間	5,327	5,727	7,250	6,570	7,040	7,520

※1 か月当たりの利用者数、利用時間数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> • 居宅介護 自宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。家事援助、身体介護、通院介助、通院等乗降介助のサービス種別があります。障害支援区分1以上の人(障害のある児童はこれに相当する状態)が対象となります。 • 重度訪問介護 重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人であって、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。原則、障害支援区分4以上の人が対象となります。 • 同行援護 視覚障害により、移動困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。 • 行動援護 知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に介助や外出時の移動の支援などを行います。障害支援区分3以上で行動障害のある人が対象となります。 • 重度障害者等包括支援 常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。障害支援区分6以上で意思疎通が著しく困難である等の人が対象となります。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> • 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護は、第5期計画期間の実績を踏まえて利用の伸びを見込みました。 • 重度障害者等包括支援は、対象者の基準、サービス提供事業者の体制等を考慮して0人と見込みました。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> • 令和2年10月1日現在、市内に居宅介護16か所、重度訪問介護14か所、同行援護7か所、行動援護3か所の事業所があります。重度障害者等包括支援の事業所はありません。 • 市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。 • 事業所連絡会の開催等により、サービス提供体制の充実やサービスの質の確保に努めます。また、特にヘルパー不足が顕著な重度訪問介護等については、市として独自の人材確保策に取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護 重点施策2

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所系	47	48	43	48	48	47
通所系	117	127	114	147	157	167
合計	164	175	156	196	206	215

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 常に介護が必要な人に、主に日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上(入所の場合は区分4以上)または50歳以上の区分2以上(入所の場合は区分3以上)の人が対象となります。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 入所系 養護者の高齢化等様々な理由により、毎年数名が新規に入所しています。現入所者の地域移行等を行うことで、極力利用者の減を目指します。 通所系 第5期の計画期間では、利用者が大幅に増え平成30年度末で令和2年度末の見込みを上回っています。特別支援学校卒業生の利用のほか、就労継続支援利用者の障害の重度化等が増加要因と思われます。今後もこの傾向は続き、在学中の重症心身障害のある児童の卒業も多く見込まれます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 入所系 市外の事業者による施設入所支援と合わせて提供します。 通所系 <ol style="list-style-type: none"> ①東大和市総合福祉センターは～とふるで、生活介護の定員を拡充したことにより、利用者の増加に対応します。 ②は～とふるで、医療的ケアが必要な人へのサービスも提供し、比較的重度な人の受け入れを確保します。 ③次期計画期間中に、は～とふるの定員を上回ることが見込まれ、市内での事業所整備の検討が必要となります。 ④最重度の重症心身障害のある児童や人の受け入れが可能な施設の確保が大きな課題であり、市内での事業所整備を検討する必要があります。

②自立訓練

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
機能訓練	0	1	0	1	1	1
生活訓練	15	18	18	23	26	29

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練 身体障害のある人を対象に、自立した日常生活ができるよう、一定の期間(標準期間18か月)、身体機能向上のために必要な訓練を行います。 生活訓練 知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間(標準期間24か月、長期入所者の場合36か月)、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練 市内・近隣に事業所がなく、対象者も少数です。 生活訓練 東大和市総合福祉センターは～とふるが開設したことにより、知的障害のある人の利用が増えています。また、第5期の計画期間中に、主に精神障害のある人を対象とする事業所が市内に開設し、精神障害のある人の利用増も見込まれます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 東大和市総合福祉センターは～とふる及び市内・近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。

③就労移行支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	20	20	20	26	29	31

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労を希望する人に、一定期間(標準期間24か月)、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校高等部の卒業生や精神障害のある人の利用が増えており、今後もその傾向は続くものと見込まれます。

見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 東大和市総合福祉センターは～とふる及び近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。
-------------	--

④就労継続支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A型	12	13	16	18	20	22
B型	274	275	340	310	310	315

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> A型 企業等に就労することが困難な人に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。 B型 企業等に就労することが困難な人に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> A型 一般就労と福祉的就労との中間的就労としての利用ニーズが増しており、今後も少しずつ利用が増えるものと見込みます。 B型 特別支援学校卒業生、社会復帰を目指す精神障害のある人等により、今後も利用が見込まれますが、障害の重度化や高齢化により生活介護へ移行する者も増えており、今後は横ばいもしくは微増にとどまることが予想されます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> A型事業所は、市内の東大和市総合福祉センター(定員10名)及び近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。 B型事業所は、令和2年10月現在、市内に13か所あります。 <ul style="list-style-type: none"> ①東大和市総合福祉センターは～とふるで、就労継続支援B型の定員を拡充したことにより、新たな利用者に対応します。 ②事業所連絡会等を通して、サービスの質の向上を目指します。

⑤就労定着支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労定着支援	4	3	9	6	7	8

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した人に、就労の継続を図るために必要な事業主等との連絡調整や日常生活や社会生活を営む上での相談、指導及びその他の必要な支援を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度から始まった新しいサービスであり、利用者はまだ少ない状況です。福祉施設からの一般就労者の約 7 割が就労定着支援を利用するものと見込みます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市内には東大和市総合福祉センターに就労移行支援事業所がありますが、就労・生活支援センターを併設しているため、事業者指定を見込むことは困難であり、近隣市の事業所を活用します。

⑥療養介護

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
療養介護	11	12	13	12	12	12

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 現在、利用者は 12 人ですが、重症心身障害のある人の施設入所待機者は保護者の高齢化等により年々増加傾向であり、在宅の重症心身障害のある児童も増加しています。医療的ケアの度合いが高い人も増えています。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害のある人の入所施設は市内に 1 か所ありますが、長期入所枠 92 床のうち 3 人が当市からの利用で、他の人は近隣市の施設を利用しています。空床が出た場合の希望者が多く、新規利用が困難な状況です。重症心身障害のある人の入所施設については、高度医療を伴う支援が必要な対象者も多く、東京都のリーダーシップによる整備が望まれます。

⑦短期入所

(単位:人、日)

		実績		見込	計画期間の見込		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型	人数	45	48	49	55	58	61
	日数	255	298	280	340	360	380
医療型	人数	20	22	21	25	27	29
	日数	148	150	180	170	180	190
合計	人数	65	70	70	80	85	90
	日数	403	448	460	510	540	570

※1 か月当たりの利用者数、利用日数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> • 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。短期入所のうち、医療機関において重症心身障害のある児童や人等に対して実施するものを医療型といいます。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> • 第5期計画期間において、見込みを上回る利用がありました。福祉型では、介護者の高齢化に伴い介護者の休養等を目的とした利用が増えています。医療型では、重症心身障害のある児童の利用が増えています。第5期の利用実績に基づいて利用を見込みました。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉型については、東大和市総合福祉センターは～とふる及び近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保しますが、緊急時に利用できる事業所が少ないため、市内でのさらなる整備を目指します。 • 医療型については、市内及び近隣市の事業所を活用して、提供体制を確保します。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム） 重点施策2

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
知的・身体障害のある人	86	99	96	105	110	115
精神障害のある人	12	14	13	20	22	24
合 計	98	113	109	125	132	139

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を行います。 平成 26 年 4 月からケアホームがグループホームに統合され、外部サービス利用型または介護サービス包括型として運営されることとなりました。 平成 30 年 4 月から重度の障害のある人等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする日中サービス支援型が創設されました。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害・身体障害のある人 知的障害のある人について、第 5 期の計画期間において、新規施設の開所、介護者の高齢化、児童養護施設からの退所者等で利用者が増えました。入所施設からの地域移行に伴う利用は 2 人にとどまりました。第 6 期においても、施設入所者の地域移行に努めますが、在宅からの利用ニーズが高く、第 5 期の実績を踏まえて利用の伸びを見込みました。利用者の高齢化・重度化が進んでおり、設備や支援体制での課題が増えています。 精神障害のある人 精神科病院入院者の地域移行等に伴う通過型(原則利用期間 3 年)の利用は、ほぼ横ばいであると予測します。近年、通過型からの地域移行が困難な人が増えており、滞在型の利用も増えつつあります。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 現在、市内に外部サービス利用型グループホームが1か所(定員 7 人)、介護サービス包括型グループホームが 35 か所(定員 177 人)があり、市内の人が 59 人利用しています。他は、他市の施設を利用しています。 知的障害のある人の利用は今後も増える見込まれるため、市内法人による施設設置の支援を今後も続けていきます。また、精神障害のある人の滞在型は、令和 2 年度に市内に 1 か所開設されたため、同所及び近隣市の事業所の活用で対応していきます。 市内のグループホームは、小規模法人の運営するグループホームが多く、利用者の高齢化・重度化や生活面の課題への対応等が求められており、世話人等の人材確保やサービスの質を向上させるための支援への取組が必要です。

②施設入所支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	47	49	43	49	49	48

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 第5期の計画期間に地域移行の推進を図りましたが、やむを得ない事情による新規入所者があり、令和2年度末の見込量の達成は困難です。第6期においては、現入所者の地域移行等を行うことで、平成31年度末の入所者数から2.0%を削減する48人を令和5年度の目標値とします。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 現在、市内に入所施設(重症心身障害者施設を除く。)はありません。市外の事業者により生活介護等と合わせて提供します。

③自立生活援助

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0	0	2	2	2	2

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 居宅において単身等で生活する障害のある人について、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談、情報提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等、自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から始まった新しいサービスで、市内に事業所がなく、現在利用者はいません。通過型グループホームから地域移行する人などが利用するものと見込みます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 新しいサービスであるため、事業者指定を見込むことは困難ですが、共同生活援助事業所や相談支援事業所等に指定を働きかけます。

④地域生活支援拠点等 **重点施策2**

(単位:か所、回)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置か所数	-	-	-	1	1	1
検証・検討の実施回数	-	-	-	1	1	1

事業内容及び見込量	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から東大和市総合福祉センターは～とふる、地域生活支援センターウエルカム及び市を中心として、面的な整備を行っています。また、年1回、地域の関係機関による地域生活支援拠点連絡会議を開催し、運用状況の検証及び検討を行います。

(4) 相談支援サービス

①計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	111	125	115	150	160	170
地域移行支援	1.2	1.0	2	2	3	3
地域定着支援	0	0	3	1	2	2

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援 障害福祉サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。 地域移行支援 施設入所者または精神科病院に入院している者が地域移行をするために、住居の確保、事業所への同行等の支援を行います。 地域定着支援 居家で单身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問等をして支援を行います。
--------	--

サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none">• 計画相談支援 平成 31 年度末で障害福祉サービス利用者の 99%以上が利用しています。今後は各サービス利用者の増に合わせて、サービス量を見込みました。• 地域移行支援 施設から地域生活に移行する人、精神科病院を退院して地域生活に移行する人に支給します。• 地域定着支援 居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し支給します。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none">• 現在、市内には、委託による指定相談支援事業所が 2 か所、その他の相談支援事業所が 6 か所あります。今後の利用者の増を考慮し、さらに相談支援専門員、事業所の拡充を図り、提供体制を確保します。• 基幹相談支援センター事業、地域自立支援協議会相談部会の活動を通して、計画相談支援の質の向上に努めます。

第3節 障害児支援の見込量とその確保のための方策

国の基本的な指針において、平成 24 年度から新たに児童福祉法に規定された障害児支援についても、必要量を見込み、その体制整備に関することを障害児福祉計画として定めることとされました。本市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的な考え方を踏まえて、令和 3 年度から令和 5 年度までの見込量とその確保のための方策を定めます。

見込量等は、第 1 期計画期間の各サービスの利用状況、障害のある児童の状況等を勘案して定めます。

(1) 児童発達支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	32	31	40	45	50	55

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度から、やまとあけぼの学園が児童発達支援事業所となり、通園児がサービスを利用しています。放課後等デイサービスに比べて利用増は緩やかですが、発達障害の児童が増えていることもあり、今後も利用が増加することが見込まれます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市内の事業所は 2 か所(うち 1 か所は放課後等デイサービスとの多機能型)です。重症心身障害のある児童が利用できる事業所を含めて、市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

(2) 医療型児童発達支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 医療的なケアが必要な障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 対象児及びサービス提供事業所が限られていることから、サービスの見込量は0人としました。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 利用希望者に対して適切に支給決定を行います。

(3) 放課後等デイサービス

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	122	134	120	150	160	170

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 学校就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 第5期も第4期に引き続き利用者が増加しています。要因として障害のある児童、とりわけ発達障害の児童が増えていることなどが考えられ、今後もこの傾向は続くものと考えられます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市内の事業所は6か所(うち1か所は児童発達支援との多機能型)です。近隣市の事業所を利用したり、複数の事業所を利用する人も多い状況です。重症心身障害のある児童が利用できる事業所を含めて、市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

(4) 保育所等訪問支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	0	0	10	0	0	10

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設を訪問し、障害のある児童及び保育所等の職員に対し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の指導等を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターにおいて実施することが想定されるサービスであるため、児童発達支援センターの整備に伴い、利用者が増えるものと見込まれます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> やまとあけぼの学園の老朽化対策に併せて、市有地を有効活用し、児童発達支援事業に地域支援機能を付加した児童発達支援センターへの移行を検討していきます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	0	0	2	0	1	2

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から始まった新しいサービスです。重症心身障害のある児童の中で特に外出が困難な人などが利用するものと見込まれます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 対象児が限定されるため、単独での事業所指定は困難とされます。必要に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所での併設等を働きかけます。

(6) 障害児相談支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	32	37	34	47	52	57

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度末で障害児通所支援利用者の99%以上が利用しています。今後はサービス利用者の増に合わせて、サービス量を見込みました。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市内の障害児相談支援事業所は6か所です。今後の利用者の増を考慮し、さらに相談支援専門員、事業所の拡充を図り、提供体制を確保します。 基幹相談支援センター事業、地域自立支援協議会相談部会の活動を通して、計画相談支援の質の向上に努めます。

(7) 医療的ケア児支援コーディネーターの配置人数

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置人数	0	0	1	0	1	1

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域の課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害のある児童以外の医療的ケア児(人工呼吸器を使用し、たん吸引等の医療的ケアが必要な障害のある児童)は、都内で1,600人程度いるとされ、市内では数名程度と見込まれます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 当面、行政職員、相談支援や訪問看護事業所職員等に対して、コーディネーター養成の研修受講を促し、確保の方策を検討します。

第4節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本的な指針において、令和3年度から新たに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた数値目標を設定することとされました。

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

(単位:回、人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	—	—	—	6	6	6
協議の場への関係者の参加者数 (合計)	—	—	—	16	16	16
保健	—	—	—	1	1	1
医療	—	—	—	3	3	3
福祉	—	—	—	10	10	10
介護	—	—	—	2	2	2
障害当事者・家族等	—	—	—	0	0	0
協議の場における目標設定及び 評価の実施回数	—	—	—	1	1	1

実施の見込	<ul style="list-style-type: none"> 当市では、令和元年6月に「東大和市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」を設置しました。推進会議において、地域の実情や課題を明らかにして、支援体制の構築に向けた協議を進めます。
-------	--

(2) 精神障害のある人の地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	1.2	1.0	2	2	2	2
地域定着支援	0	0	3	1	1	1
共同生活援助	12	14	13	20	22	24
自立生活援助	0	0	2	2	2	2

※1 か月当たりの利用者数

利用者の見込	<ul style="list-style-type: none">第2節で掲げた各障害福祉サービス等の利用者数の見込みのうち、精神障害のある人の分について再掲しました。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none">共同生活援助(グループホーム)は、精神障害のある人の地域生活を支えるために欠かせないサービスであり、市内に通過型2か所、滞在型1か所を整備しています。今後も市内及び近隣市の事業所の活用で対応していきます。地域移行支援は、精神科病院からの退院・地域移行に際しての利用が少しずつ増えています。地域定着支援、自立生活援助の利用はまだない状況ですが、協議の場で地域の実情を把握し、サービス提供体制の整備を図ります。

第5節 相談支援体制の充実・強化のための取組

国の基本的な指針において、令和3年度から新たに、相談支援体制の充実・強化のための取組に関する数値目標を設定することとされました。

(1) 総合的・専門的な相談支援

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	－	－	－	実施	実施	実施

実施の見込	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から、総合福祉センターは～とふる、地域生活支援センターウエルカム及び市を地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターと位置づけて、コーディネーターとして専門的職員を配置し、総合的・専門的な相談支援を実施しています。
-------	---

(2) 地域の相談支援体制の強化

(単位:件、回)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	－	－	－	12	12	12
相談支援事業者の人材育成の支援件数	－	－	－	1	1	1
相談機関との連携強化の取組の実施回数	－	－	－	13	13	13

実施の見込	<ul style="list-style-type: none"> 地域自立支援協議会相談部会における事例検討等を通して、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を実施します。同じく相談部会において、相談支援専門員を対象とした研修会等を実施し、人材育成を行います。 地域自立支援協議会相談部会を毎月開催するとともに、地域生活支援拠点を円滑に運営するために、年1回地域生活支援拠点連絡会議を開催し、関係する地域の相談機関との連携強化を図ります。
-------	---

第6節 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

国の基本的な指針において、令和3年度から新たに、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する数値目標を設定することとされました。

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する各種研修への参加人数	-	-	-	20	20	20
障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有体制	-	-	-	実施	実施	実施
指導監査結果の関係市町村との共有体制	-	-	-	検討	検討	検討

実施の見込	<ul style="list-style-type: none"> • 都道府県が実施する各種研修への参加人数 東京都、東京都心身障害者福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター等で開催される専門的研修に、市職員が積極的に参加します。 • 障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有体制 例月の請求審査において、システムの審査結果と実績記録票等との突合を行い、事業所に対し請求誤りを指摘することにより、請求の適正化を図ります。また、報酬改定が行われた折等に、請求上の留意点を事業所に通知することにより情報共有を行います。 • 指導監査結果の関係市町村との共有体制 当面、市において、東京都が実施する指導監査結果の分析や活用を行い、関係市町村との共有体制については今後検討します。
-------	--

第7節 地域生活支援事業の実施に関する事項

国の基本的な指針では、市町村の実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、①実施する事業の内容、②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、③各事業の見込量の確保のための方策を定めることとしています。当市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的な考え方を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの見込量とその確保のための方策を定めます。

※各表とも、平成30年度、31年度は実績数値。令和2年度は第5期計画における見込数値。令和3年度から5年度までは、第6期計画で定める見込数値です。

(1) 理解促進研修・啓発事業 重点施策1

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけをします。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象に障害のある人への理解を深めるための催し(障害者理解促進事業等)を実施します。また、障害者週間に合わせて、障害のある人の理解・啓発のためのパネル展示等を行います。

(2) 自発的活動支援事業

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	一部実施	一部実施	実施	実施	実施	実施

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体等が行う市民を対象とした自発的活動や催しについて、市報や窓口で周知するとともに、東大和市総合福祉センターは～とふると連携し、市民に広く周知する支援を行います。

(3) 相談支援事業

①相談支援事業

(単位:か所)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	未設置	未設置	設置	設置	設置	設置
地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施	実施

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助、地域自立支援協議会の運営等を行います。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 障害者相談支援事業 精神障害のある人を対象とした相談支援事業を東大和市地域生活支援センターウエルカムで実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。 身体障害・知的障害のある人の相談支援事業は、平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで開始しました。令和3年度以降も継続して実施します。 基幹相談支援センター 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和2年度から、東大和市総合福祉センターは～とふる、東大和市地域生活支援センターウエルカム及び市を基幹相談支援センターと位置づけて、地域生活支援拠点の機能も担うこととしました。 地域自立支援協議会 平成21年度から実施しました。専門部会の活動を活発に行うほか、平成24年4月から法定化された趣旨を踏まえて、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善の推進等のために十分に機能が果たせるよう活性化を図ります。

②基幹相談支援センター等機能強化事業 重点施策2

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な相談支援等を要する困難ケースの援助を行うことなどを目的に、社会福祉士、精神保健福祉士等専門的職員を配置し相談機能強化を図ります。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害のある人を対象として、東大和市地域生活支援センターウエルカムで実施しています。身体障害・知的障害のある人については、平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで実施しています。今後も、困難事例への対応等のため、関係機関との連携を図りながら支援を行っていきます。

③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議において、住まいの確保支援の検討を行う等により、事業の実施について検討します。 地域自立支援協議会相談部会での取組を踏まえて、様々な居住支援について検討します。

（4）成年後見制度利用支援事業 重点施策1

（単位：件）

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	0	0	4	2	3	4

※1 1か年当たりの助成件数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の申立てに要する費用（鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部または一部）を助成します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市長申立ての場合に、申立てに要する費用を助成しています。知的障害のある人、精神障害のある人、その保護者の高齢化により、申立てが増えており、今後も継続して実施します。市長申立て以外の者への報酬助成については、今後、検討します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

(単位:か所)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度推進機関(東大和市社会福祉協議会)に法人後見事業を委託することを目指します。【福祉推進課】

(6) コミュニケーション支援事業

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者の派遣 (実利用者数)	24	22	25	26	27	28
要約筆記者の派遣 (実利用者数)	3	3	6	4	5	6
点訳・音訳支援事業 (実利用者数)	40	41	36	48	49	50
手話通訳者設置事業 (年間延利用者数)	123	108	190	120	130	140
奉仕員養成研修事業 (手話奉仕員登録者数)	13	15	16	17	18	19

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の派遣を行います。 要約筆記者の派遣を行います。 視覚障害のため情報取得に困難な人に、音声に吹き替えた市報・こうみんかんだより・議会だより等を希望者に配付します。 公共施設等に手話通訳者を設置します。 一般市民を対象とした手話講習会を実施し、ボランティアの育成と手話技術の向上を図ります。また、手話通訳者(手話奉仕員)養成講座を実施します。
-------	---

<p>実施に関する考え方と見込量確保のための方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 手話通訳者の派遣事業 委託により実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。 • 要約筆記者の派遣事業 手話通訳者の派遣事業と合わせて委託により実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。 • 点訳・音訳による支援事業 音声版の市報・こうみんかんだより・議会だよりを希望者に配付しています。令和3年度以降も継続して実施します。【秘書広報課、議会事務局、中央公民館】 その他の市の発行物について、音声化を庁内各部署に呼びかけます。 • 手話通訳者設置事業 平成23年度から市役所において実施しました。令和3年度以降も継続して実施します。 • 奉仕員養成研修事業 現在手話講習会を実施しています。手話通訳者養成講座は、平成25年度から市の事業として実施しました。手話奉仕員登録者数の増を目指します。
------------------------------	---

(7) 日常生活用具給付等事業

(単位:件)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	12	20	12	20	20	20
自立生活支援用具	15	18	30	20	20	20
在宅療養等支援用具	12	21	15	20	20	20
情報・意志疎通支援用具	12	9	15	15	15	15
排せつ管理支援用具	2,160	2,095	2,350	2,150	2,200	2,250
居宅生活動作補助用具	7	7	10	10	10	10
合計	2,218	2,170	2,432	2,235	2,285	2,335

※1か年の給付件数

<p>事業の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障害のある人が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。
<p>実施に関する考え方と見込量確保のための方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 現在実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。 • 給付種目について、自立支援のための必要性を勘案して見直し・拡充を図ります。

(8) 移動支援事業

(単位:人、時間)

		実績		見込	計画期間の見込		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別支援型	人数	198	183	230	210	220	230
	時間	1,600	1,425	1,750	1,650	1,700	1,750
グループ支援型	人数	-	-	-	10	12	14
	時間	-	-	-	108	120	144

※1 か月当たりの利用者数、利用時間

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援型に加えて、令和2年度からグループ支援型も実施しました。 支給決定者数は増えていますが、事業所におけるヘルパー不足から実際に利用できないという課題があるため、平成31年度から知的障害者移動支援従業者養成研修を市独自で行いました。令和3年度以降も継続します。 利用者から利用方法等について様々な要望があるため、ニーズ把握に努め、利用方法等の検討を行います。

(9) 地域活動支援センター 重点施策3

(単位:か所、人)

		実績		見込	計画期間の見込		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I型	実施か所数	1	2	2	2	2	2
	実利用者数	180	201	390	210	220	230

※1 か年当たりの実利用者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的事業として、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。 基礎的事業に加え、地域活動支援センターI型では、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。 地域活動支援センターII型では、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。
-------	---

実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターⅠ型は、東大和市地域生活支援センターウエルカムで精神障害のある人を対象に、平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで身体・知的障害のある人を対象に実施しています。 同Ⅱ型は、市立みのり福祉園で身体障害のある人を対象に実施していましたが、平成28年10月に総合福祉センターに移行し、廃止しました。 Ⅰ型事業を、ウエルカム及びは～とふるで令和3年度以降も継続して実施します。
-----------------------	---

(10) その他の事業

必須事業以外の事業で、自立した日常生活、社会生活を営む上で必要な支援事業として以下の事業を実施します。

①訪問入浴サービス事業

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	12	10	23	12	13	14

※1か月当たりの利用者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 入浴困難な在宅の重度障害のある人に対して、週1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による入浴のサービスを実施します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。

②就職支度金給付事業

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就職支度金給付事業	2	8	6	9	10	11

※1か年の給付者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所または通所している障害のある人が、就職等により施設を退所する場合に就職支度金を給付します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる人に給付します。令和3年度以降も継続して実施します。

③日中一時支援事業

(単位:か所、人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	10	8	11	10	10	10
実利用者数	49	49	52	54	56	58

※1 か月当たりの利用者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対し事業者の施設等において日中一時的に排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度以降も継続して実施します。登録事業所の拡大に努めます。 東大和市総合福祉センターは～とふるで、身体障害・知的障害のある児童や人を対象とした事業を開始しました。それに合わせて通所施設利用後の時間帯にも利用できるよう4時間未満のサービス類型を創設したことにより、成人の利用が増えました。

④自動車運転免許取得費助成事業

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費助成事業	2	0	3	3	3	3

※1 か年の助成者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 自動車運転免許を取得する障害のある人に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。

⑤自動車改造費助成事業

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費助成事業	1	1	3	3	3	3

※1 か年の助成者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害のある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。

⑥住宅設備改善費給付事業

(単位:件)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中規模改修	3	5	8	6	6	7
屋内移動設備設置	0	4	5	3	3	4

※1か年の給付件数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 重度の身体障害のある人が日常生活の利便を図るため、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 重度心身障害のある人・児童の増加に伴い利用が増えています。令和3年度以降も継続して実施します。

⑦巡回支援専門員整備事業

(単位:件)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回件数	-	-	-	30	30	30

※1か年の実施件数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階からの支援や情報提供を行います。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 未就学児がいる施設等を計画的に巡回し、早期発見に努めるとともに、必要に応じて施設等職員や保護者へ助言等の支援を行います。【教育指導課】

